

## 五所川原市子ども医療費給付条例

### (目的)

第1条 この条例は、子どもが医療保険で医療の給付を受けた場合において負担すべき費用の一部をその保護者に給付することにより、子どもの保健及び出生育児環境の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、出生の日から小学校就学の始期に達するまでの者（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定により就学義務の猶予又は免除を受けている者を除く。以下「乳幼児」という。）及び小学校就学の始期から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「児童生徒」という。）をいう。

2 この条例において「保護者」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者で、現に子どもの生計を維持しているものをいう。

3 この条例において「子ども医療費」とは、子どもが医療保険で医療の給付を受けた場合において負担すべき自己負担に係る費用について助成するために、その保護者に対して支給する給付金をいう。

4 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

### (給付の対象)

第3条 子ども医療費の給付の対象となる者は、本市に住所を有している子ども（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）であって、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の適用（その保護を停止されている場合を除く。）を受けている者

(2) 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例（平成17年五所川原市条例第109号）に規定する医療費の給付を受け、又は受けることができる者

### (受給資格証)

第4条 子ども医療費の給付を受けようとする子どもの保護者は、規則で定めるところにより申請し、受給資格証の交付を受けなければならない。

### (給付)

第5条 子ども医療費は、前条の規定により受給資格証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）によって生計を維持されている子ども（以下「対象児」という。）が保険医療機関等（健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにその他の病院、診療所及び薬局をいう。以下同じ。）において医療の給付を受けたとき（児童生徒にあっては、入院治療に係る医療の給付を受けた場合に限る。）に、当該受給資格者に対し給付する。

2 受給資格者は、対象児が保険医療機関等において医療の給付を受けるときは、受給資格証（対象児が入院治療に係る医療の給付を受ける場合にあつては、受給資格証及び医療保険各法に規定する保険者が交付する限度額適用・標準負担額減額認定証又は限度額適用認定証）を提示するものとする。

3 子ども医療費の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額から、医療保険各法の規定により保険者が当該医療に関し負担すべき額、その他医療に関する法令等の規定により国又は地方公共団体が負担した額（高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が世帯合算により算定された場合は、当該世帯の高額療養費等の支給の基礎となる額に対する対象児の一部負担金の率を高額療養費等に乗じて得た額及び当該保険者が支給すべき療養費附加給付金がある場合は、その額を含む。）及び健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額を控除した額（以下「自己負担金」という。）とする。

### (給付方法)

第6条 子ども医療費の給付は、対象児が医療の給付を受けた保険医療機関等の請求により青森県国民健康保険団体連合会又は青森県社会保険診療報酬支払基金を通じて当該保険医療機関等に支払うことによってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が保険医療機関等に自己負担金を支払った場合における子ども医療費の給付は、受給資格者に支払うことによってこれを行う。

3 受給資格者は、前項の子ども医療費の給付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市

長に申請しなければならない。

(届出の義務)

第7条 受給資格者は、第4条に規定する申請の内容に変更が生じたとき又は医療の給付の原因が第三者の行為によって生じたものであるときは、規則で定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、対象児が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その損害賠償の額の限度内において、子ども医療費の全部若しくは一部を給付せず、又は既に給付した子ども医療費の全部若しくは一部を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他の不正な手段により子ども医療費の給付を受けた者があるときは、その者からその給付を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 子ども医療費の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の五所川原市乳幼児医療費給付条例（平成5年五所川原市条例第13号）、金木町乳幼児医療費給付条例（平成5年金木町条例第23号）又は市浦村乳幼児医療費給付条例（平成5年市浦村条例第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日五所川原市条例第217号）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に給付を受けた医療に係る入院時食事療養費の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日五所川原市条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行日前に保険医療機関等において受けた医療の給付に係る乳幼児医療費の額の算定にあつては、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月29日五所川原市条例第34号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日五所川原市条例第53号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）中同法の公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされた規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成20年6月16日五所川原市条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年9月19日五所川原市条例第37号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年9月24日五所川原市条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月25日五所川原市条例第25号）

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成26年12月15日五所川原市条例第29号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の五所川原市乳幼児医療費給付条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後に給付される医療に係る乳幼児医療費の給付について適用し、同日前までに給付された医療に係る乳幼児医療費の給付については、なお従前の例による。

3 この条例の施行日の前日までに、改正前の五所川原市乳幼児医療費給付条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

4 改正後の条例の規定により乳幼児医療費の給付を受けることができることとなる者に係る受給資格の認定その他乳幼児医療費を給付するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則（平成30年3月20日五所川原市条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、施行日以後に保険医療機関等において医療の給付を受けた者に係る乳幼児医療費の給付について適用し、同日前に保険医療機関等において医療の給付を受けた者に係る乳幼児医療費の給付については、なお従前の例による。

3 この条例の施行日以後において、改正後の五所川原市乳幼児医療費給付条例の規定により乳幼児医療費の給付を受けようとする者は、施行日前においても受給資格証の申請を行うことができる。

附 則（令和元年6月17日五所川原市条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の五所川原市子ども医療費給付条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後に給付される医療に係る子ども医療費の給付について適用し、同日前に給付された医療に係る乳幼児医療費の給付については、なお従前の例による。

3 この条例の施行日の前日までに、改正前の五所川原市乳幼児医療費給付条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

4 改正後の条例の規定による受給資格証の交付の申請手続その他受給資格証の交付に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(五所川原市国民健康保険条例の一部改正)

5 五所川原市国民健康保険条例（平成17年五所川原市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「五所川原市乳幼児医療費給付条例（平成17年五所川原市条例第110号）第4条第2項」を「五所川原市子ども医療費給付条例（平成17年五所川原市条例第110号）第5条第1項」に、「給付対象者」を「対象児」に改める。

(五所川原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正)

6 五所川原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年五所川原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2 市長の項中「五所川原市乳幼児医療費給付条例（平成17年五所川原市条例第110号）」を「五所川原市子ども医療費給付条例（平成17年五所川原市条例第110号）」に改める。

別表第2の2 市長の項中「五所川原市乳幼児医療費給付条例」を「五所川原市子ども医療費給付条例」に改める。

五所川原市子ども医療費給付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、五所川原市子ども医療費給付条例（平成17年五所川原市条例第110号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

第3条 削除

(受給資格証の交付申請)

第4条 受給資格証の交付を受けようとする者は、子ども医療費受給資格証交付（更新）申請書（様式第1号）に、前年の所得状況を証する書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、申請しなければならない。

2 前項に定める申請をするに当たっては、医療保険各法による被保険者又は被扶養者であることを証する被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。

(受給資格証の交付等)

第5条 市長は、前条第1項に定める申請を受理したときは、遅滞なく審査し、その結果を子ども医療費受給資格認定通知書（様式第2号）又は子ども医療費受給資格証交付（更新）申請却下通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 条例第4条の受給資格証は、様式第4号によるものとする。

3 受給資格証の有効期間は、次の各号に掲げる対象児の区分に応じ、当該各号に定める日までとする。

(1) 乳幼児 市長が認定した日以後の最初の7月31日又は対象児が満6歳に達する日以後の最初の3月31日のいずれか早い日

(2) 児童生徒 市長が認定した日以後の最初の7月31日又は対象児が満15歳に達する日以後の最初の3月31日のいずれか早い日

(受給資格証の更新等)

第6条 受給資格者は、受給資格証の有効期間満了後も引き続き医療費の給付を受けようとするとき（前条第3項各号に掲げる対象児の区分が切り替わる場合を除く。）は、毎年6月1日から7月31日までの間に、様式第1号に受給資格証及び第4条第1項の書類を添えて、受給資格証の更新の申請をしなければならない。ただし、乳幼児の受給資格証の更新にあつては、第4条に規定する書類により証明されるべき事実を公簿等によって確認することができ、かつ、更新について本人の意思を確認できるときは、当該申請があつたものとみなす。

2 市長が前項に定める申請を受理した場合においては、前条の規定を準用する。

3 市長は、前項において準用する前条の子ども医療費受給資格認定通知書により通知した者に対し、受給資格証を交付する。

(受給資格証の再交付)

第7条 受給資格者は、受給資格証を損傷し、又は亡失したときは、子ども医療費受給資格証再交付申請書（様式第5号）により受給資格証の再交付を申請することができる。

2 受給資格者は、受給資格証を損傷したことによって受給資格証の再交付を受けようとするときは、前項の申請書に当該損傷した受給資格証を添付しなければならない。

3 市長は、再交付する受給資格証には、再交付したものである表示をするものとする。

4 受給資格者は、受給資格証の再交付を受けた後に亡失した受給資格証を発見したときは、速やかに当該発見した受給資格証を市長に返納しなければならない。

(子ども医療費の給付申請)

第8条 受給資格者は、子ども医療費の給付を受けようとするときは、医療の給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に子ども医療費給付申請書（様式第6号）に保険医療機関等の発行する領収書を添えて申請しなければならない。

2 前項に定める申請をするに当たっては、受給資格証及び被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、保険医療機関等から五所川原市乳幼児診療給付証明書の提出があつたときは、前2項の規定による申請があつたものとみなす。

(子ども医療費の給付決定通知)

第9条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、遅滞なく審査し、その結果を子ども医療費給付決定通知書（様式第7号）又は子ども医療費給付申請却下通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(国民健康保険の高額療養費等の申請及び給付)

第10条 市長は、青森県国民健康保険団体連合会から送付された診療報酬請求書により、高額療養費の給付の対象となる子どもの世帯主に高額療養費給付申請書(様式第9号)を提出させ、高額療養費給付額調書(様式第10号)2部を添えて保険者に送付するものとする。2 前項の高額療養費給付申請書を提出させるに当たっては、保護者から市長に対して高額療養費を受領する権限について委任させるものとする。

2 前項の高額療養費給付申請書を提出させるに当たっては、世帯主から市長に対して高額療養費を受領する権限について委任させるものとする。

3 保険者は、世帯主から第1項の規定による申請があったときは、速やかに給付額を決定し、その額を高額療養費給付額調書により市長に通知するとともに、高額療養費受領の受任者である市長に支払うものとする。

4 市長は、高額介護合算療養費の支給対象となる対象児の属する世帯の世帯主等に高額介護合算療養費の支給申請を提出させるに当たっては、前2項の取扱いに準じ、高額介護合算療養費のうち対象児に係る分の受領について委任させ、保険者は、高額介護合算療養費受領の受任者である市長に支払うものとする。

(受給資格の変更等の届出)

第11条 条例第4条に規定する申請の内容に変更を生じたときは、子ども医療費受給資格変更(消滅)届(様式第11号)に受給資格証を添えて市長に届け出なければならない。

2 医療の給付は、原因が第三者の行為によって生じたものであるときは、損害賠償受給報告書(様式第12号)により市長に届け出なければならない。

(子ども医療費の返還)

第12条 市長は、条例第8条又は第9条の規定により子ども医療費を返還させようとするときは、子ども医療費返還通知書(様式第13号)により受給資格者又は条例第9条に規定する子ども医療費の給付を受けた者に対しその旨を通知するものとする。

(添付書類の省略)

第13条 市長は、この規則の規定により添付しなければならないとされる書類により証明されるべき事実を公簿等によって確認することができる場合において、その閲覧についての同意を得たときは、当該添付しなければならないとされる書類の一部又は全部の添付を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の五所川原市乳幼児医療費給付条例施行規則(平成5年五所川原市規則第27号)又は金木町乳幼児医療費給付条例施行規則(平成5年金木町規則第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月30日五所川原市規則第159号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている受給資格証は、改正後の規則の規定により調製されたものとみなす。

附 則(平成20年9月19日五所川原市規則第34号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年8月12日五所川原市規則第19号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成21年9月24日五所川原市規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月22日五所川原市規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の前日までに、この規則による改正前の五所川原市乳幼児医療費給付条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の五所川原市乳幼児医療費給付条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の相当規定によりなされたものとみなす。

3 改正後の規則第5条第3項の規定にかかわらず、施行日前に認定し、交付した受給資格証の有効期間は、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日五所川原市規則第33号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日五所川原市規則第13号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則（平成30年3月20日五所川原市規則第5号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日五所川原市規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第8条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に保険医療機関等において給付対象者が受けた医療の給付について適用し、同日前に保険医療機関等において給付対象者が受けた医療の給付については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月17日五所川原市規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の五所川原市乳幼児医療費給付条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の五所川原市子ども医療費給付条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付されている受給資格証は、改正後の規則第5条の規定により交付された受給資格証とみなす。

（五所川原市行政組織規則の一部改正）

4 五所川原市行政組織規則（平成17年五所川原市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条の表金木総合支所の部総合窓口係の項第27号及び同表市浦総合支所の部総合窓口係の項第27号中「乳幼児医療費」を「子ども医療費」に改める。

第12条の表子育て支援課の部手当医療係の項第3号中「乳幼児医療費」を「子ども医療費」に改める。

（五所川原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部改正）

5 五所川原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則（平成27年五所川原市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2 市長の項中「五所川原市乳幼児医療費給付条例（平成17年五所川原市条例第110号）第4条第1項」を「五所川原市子ども医療費給付条例（平成17年五所川原市条例第110号）第4条」に、「五所川原市乳幼児医療費給付条例施行規則（平成17年五所川原市規則第68号）」を「五所川原市子ども医療費給付条例施行規則（平成17年五所川原市規則第68号）」に改める。

別表第2の2 市長の項中「五所川原市乳幼児医療費給付条例第4条第1項」を「五所川原市子ども医療費給付条例第4条」に、「五所川原市乳幼児医療費給付条例施行規則」を「五所川原市子ども医療費給付条例施行規則」に改める。

様式第1号（第4条、第6条関係）

子ども医療費受給資格証交付(更新)申請書

住 所		宛名コード		個人番号	
子ども氏名		生年月日	子		
保護者	父	生年月日	父		
	母	生年月日	母		
世 帯 主		連絡先			

支 払 金 融 機 関	銀行 金庫 組合 農協		支店 支所 出張所	フリガナ						
				口座名義						
	普通・当座	店番	口座番号		-					

五所川原市子ども医療費給付条例(平成17年五所川原市条例第110号)第4条の規定により下記のとおり申請します。

なお、当該申請及び乳幼児の毎年度の資格更新に当たり、保護者の所得及び課税状況を確認することについて（ 同意します。 同意しません。 ）

年 月 日

五所川原市長

申請者氏名 ㊟  
(同意者氏名) ㊟

※職員記入欄								
加 入 保 険	保険の種類	記号						保 険 者 名
	国 保 社 保	番号						保 険 者 番 号

事 由	出生・転入・更新・新規
有効期限	年 月 日から 年 月 日まで

資格証番号	第 号
交付年月日	年 月 日

様式第2号	(第5条関係)	略
様式第3号	(第5条関係)	略
様式第4号	(第5条関係)	略
様式第5号	(第7条関係)	略
様式第6号	(第8条関係)	略
様式第7号	(第9条関係)	略
様式第8号	(第9条関係)	略
様式第9号	(第10条関係)	略
様式第10号	(第10条関係)	略
様式第11号	(第11条関係)	略
様式第12号	(第11条関係)	略
様式第13号	(第12条関係)	略